

議案第49号

倉敷市公民館条例施行規則の改正について

倉敷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

倉敷市公民館条例施行規則（昭和44年倉敷市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第12条関係）

（単位 円）

附属設備名	数量	金額			備考
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
グランドピアノ	1	1,100	1,100	1,100	大ホール
映写機	1	1,100	1,100	1,100	大ホール
拡声装置	一式	770	770	770	大ホール
照明装置	一式	2,860	2,860	2,860	大ホール
ガス	一式	440	440	440	調理実習室
電気陶芸窯	一式	1時間につき 77			陶芸窯室

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の使用料に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料については、なお従前の例による。

## 提案理由

令和5年12月策定の公共施設の使用料のあり方に関する基本方針に基づく施設使用料等の見直しに伴い、附属設備である電気陶芸窯の使用料を新たに定めたもの。

倉敷市公民館条例施行規則（昭和44年倉敷市教育委員会規則第18号）新旧対照表

新					旧						
○倉敷市公民館条例施行規則 別表（第12条関係） <b>（単位 円）</b>					○倉敷市公民館条例施行規則 別表（第12条関係）						
附属 設備 名	数 量	金額			備考	附属 設備 名	数 量	金額			備考
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで				午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
グラ ンド ピア ノ	1	1,100	1,100	1,100	大ホ ール	グラ ンド ピア ノ	1	円 1,100	円 1,100	円 1,100	大ホ ール
映写 機	1	1,100	1,100	1,100	大ホ ール	映写 機	1	1,100	1,100	1,100	大ホ ール
拡声 装置	一 式	770	770	770	大ホ ール	拡声 装置	一 式	770	770	770	大ホ ール
照明 装置	一 式	2,860	2,860	2,860	大ホ ール	照明 装置	一 式	2,860	2,860	2,860	大ホ ール
ガス	一 式	440	440	440	調理 実習 室	ガス	一 式	440	440	440	調理 実習 室
電気 陶芸 窯	二 式	1時間につき 77			陶芸 窯室						